最高裁規則

○最高裁判所規則第十三号

家事事件手続規則及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律による子の返還に関する事件の手続等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年十月十七日

最高裁判所

家事事件手続規則及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律による子の返還に関する事件の手続等に関する規則の一部を改正する規則

（家事事件手続規則の一部改正）

第一条　家事事件手続規則（平成二十四年最高裁判所規則第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
［第一編　略］	［第一編　同上］
第二編　家事審判に関する手続	第二編　［同上］
［第一章　略］	［第一章　同上］
第二章　家事審判事件	第二章　［同上］
［第一節～第七節　略］	［第一節～第七節　同上］
第八節　親権に関する審判事件（第九十五条―第九十六条）	第八節　親権に関する審判事件（第九十五条・第九十六条）
［第九節～第二十一節　略］	［第九節～第二十一節　同上］
第三編　家事調停に関する手続	第三編　［同上］
第一章　総則	第一章　［同上］
［第一節～第四節　略］	［第一節～第四節　同上］
第五節　調停の成立によらない事件の終了（第百三十二条・第百三十二条の二）	第五節　調停の成立によらない事件の終了（第百三十二条）
［第六節　略］	［第六節　同上］
［第二章～第四章　略］	［第二章～第四章　同上］
［第四編　略］	［第四編　同上］
附則	附則
（申立ての取下げの理由の明示等・法第百六十九条の二）	［新設］
第九十五条の二　法第百六十九条の二の規定による申立ての取下げをするときは、取下げの理由を明らかにしなければならない。	
2　前項の取下げについては、第五十二条第一項の規定は、適用しない。	
3　法第百六十九条の二の許可があったときは、裁判所書記官は、その旨を当事者及び利害関係参加人に通知しなければならない。	（調停をしない場合等の取扱い・法第二百七十一条等）
（調停をしない場合等の取扱い・法第二百七十一条等）	**第百三十二条**　［同上］
第百三十二条　［略］	［2　同上］
［2　略］	3　第一項の規定は、家事調停の申立ての取下げがあった場合について準用する。
3　第一項の規定は、家事調停（親権者の指定の調停を除く。）の申立ての取下げがあった場合について準用する。	（申立ての取下げの理由の明示等・法第二百七十三条）
（申立ての取下げの理由の明示等・法第二百七十三条）	［新設］
第百三十二条の二　法第二百七十三条第三項の規定による申立ての取下げをするときは、取下げの理由を明らかにしなければならない。	
2　法第二百七十三条第三項の許可があったときは、裁判所書記官は、その旨を当事者及び利害関係参加人に通知しなければならない。	

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律による子の返還に関する事件の手続等に関する規則の一部改正）

第二条　国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律による子の返還に関する事件の手続等に関する規則（平成二十五年最高裁判所規則第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
目次	目次
［第一章～第二章　略］	［第一章～第二章　同上］
第三章　家事事件の手続に関する特則	第三章　［同上］
［第一節　略］	［第一節　同上］
第二節　子との交流についての家事審判及び家事調停の手続等に関する特則（第九十三条―第九十五条）	第二節　面会その他の交流についての家事審判及び家事調停の手続等に関する特則（第九十三条―第九十五条）
［第四章　略］	［第四章　同上］
附則	附則